

平成21年9月3日

各 位

会 社 名 スターツコーポレーション株式会社  
代表者の役職名 取締役社長 河野 一孝  
( J A S D A Q ・ コード 8 8 5 0 )  
問い合わせ先 経理部長 村松 久行  
TEL ( 0 3 ) 6 2 0 2 - 0 3 7 7

## 信託会社の設立に関するお知らせ

当社は、平成21年9月3日開催の取締役会において、信託会社の設立について下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 経緯及び主旨

当社グループは、建設・不動産・管理事業をはじめ、出版、ホテル事業、高齢者介護事業など、ホスピタリティーに富んだ商品・サービスを運営・事業展開しておりますが、特に遊休地活用コンサルティング事業として賃貸住宅・テナントビルの企画提案から建築・入居募集・建物管理業務までの一貫体制を基幹事業としております。

昨今の不動産賃貸業を取り巻く経営環境は、税制改正等によって、オーナーにとってより専門的な知識や高度な経営判断が求められるよう変化しております。このような状況のなか、当社グループといたしましては、さらなる遊休地活用トータルシステムのサービスの充実を図り、顧客基盤をより一層拡大して行くために、平成21年8月28日付けで、信託業に関して金融庁に申請しておりました信託業法施行規則第81条に基づく予備審査が終了したことを受け、「運用型信託会社」として新たに「スターツ信託株式会社」(以下「スターツ信託」)を設立し、会社設立後、速やかに信託業法第4条に規定する免許申請を行い、免許取得を条件として不動産を主な取扱い財産とした信託業の開業を行う予定であります。

また同時に、土地信託による遊休地活用と関連性の深い相続関連業務の取扱い許可も取得する予定であります。

これによって、土地有効活用～入居募集・建物管理～遺言作成・保管・執行～遺産整理・相続税納税補助まで、資産活用から次世代への資産継承をスターツグループでサポートできるより強固なワンストップサービスの体制を整えることができます。

手間や煩わしさの面から不動産賃貸業に消極的であった顧客層の新規獲得や、当社の既存取引先との取引関係をより強固なものにすると同時に、当社グループの総合力を活かして、お客様の利便性を高めるサービスを展開してまいります。

#### 2. 日程

平成21年9月3日	新会社設立承認取締役会
平成21年9月3日	新会社設立
免許取得後、営業開始予定	

### 3. 当社の出資額

- (1) 発行株式数 10,000 株
- (2) 出資額 500 百万円
- (3) 出資比率 100%

### 4. 新会社の概要

- (1) 商号 スターツ信託株式会社
- (2) 代表者 取締役社長 多田 考司
- (3) 本店所在地 東京都中央区日本橋三丁目2番9号
- (4) 設立年月日 平成21年9月3日
- (5) 資本金 300 百万円
- (6) 事業の内容 不動産信託業務、信託受益権販売業務、相続関連業務ほか
- (7) 株主 スターツコーポレーション株式会社 100%
- (8) 当社との資本関係、人的関係、取引関係等の概要
  - 資本関係 当社出資比率 100%
  - 人的関係 取締役3名のうち1名は当社より出向
  - 取引関係 該当なし
- (9) 従業員の状況 16名

### 5. 新会社設立に伴う当社への影響及び業績見通し

スターツ信託株式会社は連結子会社となります。

今後の業績見通しにつきましては、新規事業の立ち上げ初年度となりますので、平成21年8月10日に公表いたしました平成22年3月期の業績予想に対する影響は軽微であると考えておりますが、営業開始日が決まり次第、修正が必要な場合には適時お知らせいたします。

以 上